

志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）

募集要領

平成30年9月

加古川市上下水道局

目 次

1. 総則	1
1-1. 募集要領の位置づけ	1
1-2. 用語の定義	1
2. 事業の目的及び内容	3
2-1. 事業の目的	3
2-2. 事業名称	3
2-3. 事業場所	3
2-4. 管理者の名称	3
2-5. 対象施設	3
2-6. 事業者選定方式	5
2-7. 事業方式	5
2-8. 事業期間	5
2-9. 業務範囲	6
2-10. 遵守すべき法制度等	6
2-11. 局による事業の実施状況のモニタリング	9
3. プロポーザル応募の手続等	10
3-1. 事業者の募集及び選定のスケジュール	10
3-2. 応募者の構成等	11
3-3. プロポーザル応募に関する手続き	12
3-4. プロポーザル応募に関する留意事項	13
3-5. 見積上限価格	15
3-6. 担当窓口	15
4. 応募者の備えるべき応募資格要件	16
4-1. 応募者に必要な資格	16
4-2. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	18
4-3. 応募者の制限	18
5. プロポーザル応募時の提出書類	19
6. 事業者選定方法	21
6-1. 応募資格の審査	21
6-2. 提案書類の確認	21
6-3. 提案価格・基礎審査	21
6-4. 事業者選定委員会	22
6-5. プレゼンテーションの実施	22

6-6.	提案内容の審査.....	22
6-7.	最優秀提案者等の選定.....	22
6-8.	事業契約締結候補者の決定.....	22
6-9.	審査結果の通知及び公表.....	22
7.	局と事業者の責任分担.....	23
7-1.	基本的考え方.....	23
7-2.	予想されるリスクと責任分担.....	23
8.	契約に関する事項.....	23
8-1.	契約手続き.....	23
8-2.	契約の枠組み.....	23
8-3.	契約保証金.....	24
別紙 1-1	募集要領に関する質問書	25
別紙 1-2	要求水準書に関する質問書	26
別紙 1-3	事業者選定基準に関する質問書	27
別紙 1-4	提出書類作成要領及び様式集に関する質問書	28
別紙 1-5	基本協定書（案）に関する質問書	29
別紙 1-6	設計業務委託契約書（案）に関する質問書	30
別紙 1-7	工事監理業務委託契約書（案）に関する質問書	31
別紙 1-8	工事請負契約書（案）に関する質問書	32
別紙 2	加古川市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要綱	33
別紙 3	加古川市上下水道局設計共同企業体取扱要綱	43

1. 総則

1-1. 募集要領の位置づけ

志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）募集要領（以下、「募集要領」という。）は、加古川市上下水道局（以下、「局」という。）が「志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）」をDB（Design Build）方式により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて事業者を募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。

なお、募集要領と実施方針に相違がある場合は、募集要領に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要領と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 設計業務委託契約書（案）
- (6) 工事監理業務委託契約書（案）
- (7) 工事請負契約書（案）

1-2. 用語の定義

募集要領で用いる用語を以下のとおり定義する。

- ① 「本事業」とは、志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）をいう。
- ② 「局」とは、加古川市上下水道局をいう。
- ③ 「応募者」とは、本事業のプロポーザルに応募する建設企業及び設計企業をいう。
- ④ 「設計企業」とは、調査、設計及び工事監理を行う企業をいう。
- ⑤ 「建設企業」とは、工事を行う企業をいう。
- ⑥ 「提案書類」とは、本事業のプロポーザルで応募者が提出する応募資格審査書類、提案書類及び見積書等をいう。
- ⑦ 「事業契約締結候補者」とは、選定委員会が提案書類の総合評価点が最も高い応募者として選定し、局が決定した応募者をいう。
- ⑧ 「事業者」とは、本事業の事業契約締結候補者をいう。
- ⑨ 「DB方式」とは、本事業で採用する設計・施工の一括発注方式（Design Build）をいう。
- ⑩ 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。

- ⑪ 「基本設計」とは、見積上限価格を算定するために局が実施した設計をいう。
- ⑫ 「施設設計」とは、本事業で設計企業が実施する、施工対象施設の詳細設計業務をいう。
- ⑬ 「工事監理」とは、本事業で設計企業が実施する工事の監理業務をいう。
- ⑭ 「工事」とは、本事業で建設企業が実施する管きょ等の工事をいう。
- ⑮ 「遵守」とは、記載された法制度等に従うことをいう。
- ⑯ 「準拠」とは、記載された基準等に原則従うことをいう。
- ⑰ 「確認」とは、事業者より提出された資料により、要求水準書や提案書などに適合しているかどうかを局が確かめることをいう。なお、確認できない場合は、局は、資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。
- ⑱ 「承諾」とは、書面で申し出た必要な事項について、局が書面により同意することをいう。なお、承諾は事業者の責任による設計・工事監理及び工事をあくまでも局の観点から承諾するものであり、承諾によって事業者の責務が免責又は軽減されるものではない。また、事業者は局の同意なくして、次の工程に進むことができない。
- ⑲ 「指示」とは、行為について指図することをいう。事業者は局の指示に従わなければならない。

2. 事業の目的及び内容

2-1. 事業の目的

局は、下水道未普及地域の早期解消を目指している。これを実現するために、局では、民間事業者の優れた企画力・技術力を活用し、効果的に公共事業を実施する手法として、設計施工を一括で発注するDB手法を導入し、併せて水道の移仮設に係る設計、施工を実施することで、従来では成し得なかった事業量を早期に達成できるものと考えている。

また、地元企業の参画により、地域経済の活性化に資することも期待するものである。

2-2. 事業名称

志方地区外公共下水道整備事業(第1工区) (以下、「本事業」という。)

2-3. 事業場所

加古川市 志方第一地区 (対象地区の詳細は基本設計資料を参照のこと。)

2-4. 管理者の名称

加古川市上下水道事業管理者 山本 英樹 (以下、「管理者」という。)

2-5. 対象施設

本事業の対象施設概要を表2-1に示す。また、下水道施設の設計条件を表2-2に、水道施設の設計条件を表2-3に示す。

表2-1 施設概要

工種	区分	工種	数量	備考
土木	下水道	開削工	約 12,500 m	
		推進工	約 160 m	
		立坑工	5 基	
		樹設置工	約 400 世帯	想定世帯数
	水道(移仮設・復旧)	開削工	約 6,600 m	下水工事に伴うものは約 5,600m

表 2-2 対象施設（下水道）の設計条件

項 目	詳 細 設 計 条 件
管 径 工法及び延長	開削工法 φ 200mm…………… 約 12,500m
	推進工法 φ 200mm…………… 約 160m
特 殊 構 造 物	特殊構造物（ 有 ・ 無 ） : 耐震設計（ 有 ・ 無 ） マンホール形式ポンプ場（ 2 次製品）（ 0 基）
報 告 書 作 成	有 ・ 無
設 計 協 議	中間打合せ 3 回
施 工 法 等 の 比 較 検 討	(有 ・ 無)
	a) 管路の掘削工法 b) ①急曲線 ②土被り 1.5D以下 ③近接構造物（箇所） ④軌道横断（箇所） ⑤河川横断（箇所） ⑥高架道横断（箇所） c) 布設替え工法の施工検討 ①仮排水 ②既設管撤去
耐震計算（応答 変 位 法）	有（応答変位法），無
耐 震 設 計	レベル 1 地震動 ， レベル 1 及び 2 地震動 ， 無
設 計 条 件 補 正	有（ ），無
地盤条件補正	有（ ），無
工 区 数 補 正	1 工区

表 2-3 対象施設（水道）の設計条件

項 目	詳 細 設 計 条 件
管 径 工法及び延長	開削工法 φ 50～φ 350mm…………… 約 6,600m
設 計 条 件	地域環境（ 主として郊外 ） : 道路幅員（ 標準 ） 埋設物（ あり ） : 土質（ - ）
設 計 協 議	中間打合せ 3 回
仮設配管を必要 とする路線延長	仮設配管延長…6,600m 仮設管…φ 700mm 以下
土 工 事 補 正	土工事を伴う
床 付 補 正	床付深さ一定 ， 2.0m 未満
工 区 数 補 正	1 工区

2-6. 事業者選定方式

本事業は、対象区域に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、早期整備を完了させるための整備方針、施工計画や局の体制補完、コスト縮減、地元企業の参画等について、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを事業契約締結候補者とする「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2-7. 事業方式

本事業は、提案書に基づいた設計・施工を一括して発注するDB方式で実施する。

2-8. 事業期間

本事業の事業期間及びスケジュールは以下のとおりである。

① 設計

契約を締結した日から平成33年3月15日までとする。

(提案により、短縮は可能である。)

② 工事監理及び工事

契約を締結した日から平成36年3月15日までとする。

(提案により、短縮は可能である。)

表 2-4 事業スケジュール

日程	実施事項
平成30年7月6日	実施方針(案)の公表
平成30年9月7日	募集要領の公表
平成31年1月7日～1月11日	提案書類の受付
平成31年3月中旬	事業契約締結候補者の決定
平成31年3月下旬	基本協定の締結
平成31年4月～平成33年3月	詳細設計期間
平成32年4月～平成36年3月	工事及び工事監理期間

2-9. 業務範囲

本事業の契約者（以下、「事業者」という。）が行う業務範囲は、対象施設の調査、設計、工事監理及び工事であり、その概要は表 2-5 のとおりである。また、対象範囲の路線詳細は貸与する図面等を参照すること。

表 2-5 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査	試掘調査	設計施工に必要な場合は実施
	地質調査	設計施工に必要な部分の地質調査
	測量調査	設計施工に必要な部分の測量調査
	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
設計 ・工事 監理	詳細設計	表 2-2 及び表 2-3 に示す対象施設の設計を行う。
	設計に伴う各種申請書類の作成補助	各種申請等の手続きに必要な書類を作成する。
	移設協議	設計施工に必要な埋設管等の移設協議を実施する。
	工事監理	表 2-1 に示す対象施設の工事監理を行う。
	発注工区割	工事に必要な工区割を設定する。
	住民説明	設計に必要な柵位置調査を実施し、地元住民への事業説明を行う。
	断通水作業等の補助	住民への断水通知、仕切弁操作、洗管作業の補助等を行う。
工事	土木工事（下水道）	表 2-1 に示す対象となる公共下水道施設の土木工事を行う。
	土木工事（水道）	表 2-1 に示す対象となる上水道施設の土木工事を行う。
	建設に伴う各種許可の申請	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、局と協議の上、作成する。
	住民説明	地元住民への事業説明を行う。
	周辺環境調査対策	必要な場合は、建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境対策に関する事前及び事後調査を実施する。

2-10. 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

(1) 関係法令

- ・ 下水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法

- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 建築基準法
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 製造物責任法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

(2) 基準、仕様等

① 共通（全て最新版とする）

- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・ 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- ・ 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・ 道路土工－仮設構造土工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- ・ 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- ・ 土木設計業務等委託必携（兵庫県土木部）
- ・ 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（日本下水道事業団）
- ・ 日本工業規格(JIS)
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- ・ 土木製図基準（土木学会）
- ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- ・ その他関係する規格、基準、指針等

② 管路施設工事（全て最新版とする）

- ・ 土木工事共通仕様書（兵庫県県土整備部）
- ・ 土木工事施工管理基準（兵庫県県土整備部）
- ・ 土木請負工事必携（兵庫県県土整備部）
- ・ 小型構造物標準図集（兵庫県県土整備部）

- ・ 下水道管渠工事設計便覧（加古川市）
- ・ 下水道管渠工事標準仕様書（加古川市）
- ・ 加古川市上下水道局の下水道構造標準図
- ・ 加古川市上下水道局の道路埋設標準図
- ・ 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・ 水道施設耐震工法指針（日本水道協会）
- ・ 送配水管布設工事仕様書（加古川市上下水道局）
- ・ 給水装置工事施行基準（加古川市上下水道局）
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

2-11. 局による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの目的

局は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本事業のモニタリングは設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。
また、設計・施工の進捗状況について、局に定期的に報告し、確認を受けなければならない。なお、局は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

(3) モニタリングの方法

モニタリング方法については、局が定めた方法に従ってモニタリングを行うこととし、局は事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

(4) モニタリングの結果

局のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が業務委託契約書、工事請負契約書及び要求水準書等に定める要件、並びに提案書類に示した内容を満たしていないと判断される場合には、局は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

3. プロポーザル応募の手続等

3-1. 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

表 3-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

時期	内容
平成 30 年 7 月 6 日	実施方針(案)の公表
平成 30 年 7 月 6 日～7 月 20 日	実施方針(案)に関する質問の受付
平成 30 年 8 月 31 日	実施方針(案)に関する質問に対する回答及び実施方針の公表
平成 30 年 9 月 7 日	プロポーザル関係資料（募集要領、要求水準書、様式集、事業者選定基準、協定書等）の公表
平成 30 年 9 月 14 日～9 月 28 日	資料閲覧期間
平成 30 年 9 月 14 日～9 月 28 日	募集要領に関する質問の受付
平成 30 年 10 月 12 日	募集要領に関する質問に対する回答公表
平成 30 年 10 月 19 日～10 月 26 日	応募資格審査書類の受付
平成 30 年 11 月 7 日まで	応募資格審査結果の通知
平成 31 年 1 月 7 日～1 月 11 日	提案書類の受付
平成 31 年 1 月下旬	プレゼンテーションの実施
平成 31 年 3 月中旬	事業契約締結候補者の決定
平成 31 年 3 月下旬	基本協定締結
平成 31 年 4 月上旬	設計業務委託契約締結
平成 32 年 4 月上旬	工事請負契約締結 工事監理業務委託契約締結

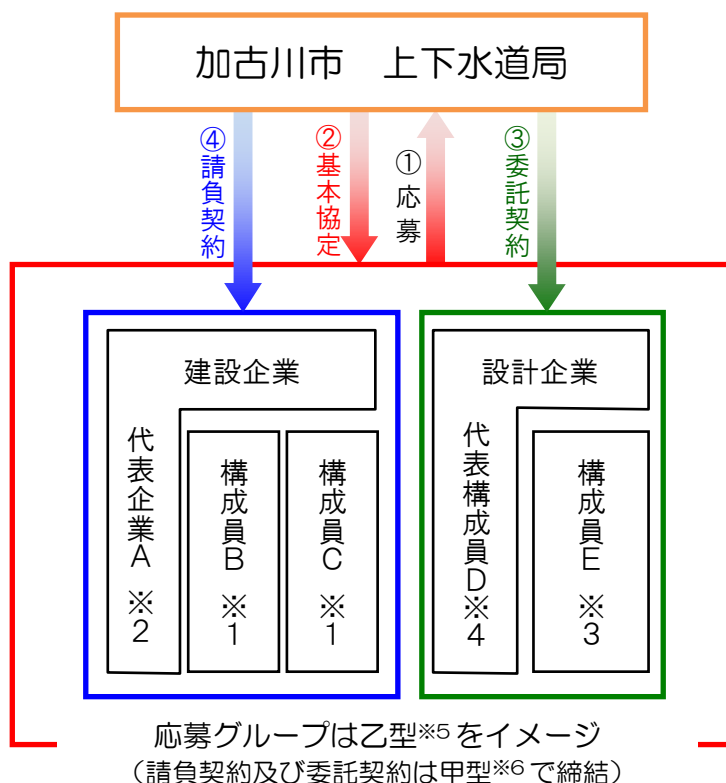
3-2. 応募者の構成等

応募者には、工事を行う企業（以下、「建設企業」という。）及び設計・工事監理を行う企業（以下、「設計企業」という。）を含むものとする。

建設企業、設計企業はそれぞれ一企業とすることも、複数の企業の共同（JV）とすることも可能とするが、本事業において、JVを組成して契約を締結する者については、加古川市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要綱（別紙2）及び加古川市上下水道局設計共同企業体取扱要綱（別紙3）に基づき組成を行うこと。

ただし、一企業が建設企業と設計企業を兼ねることはできず、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。また、代表企業については、建設企業の代表企業をもって応募すること。

本事業で想定する事業スキームを図3-1に示す。



- ※1(構成員(建設企業))：特定建設工事共同企業体を構成する建設企業
- ※2(代表企業)：構成員において決定された特定建設工事共同企業体及び応募グループの代表者
- ※3(構成員(設計企業))：設計共同企業体を構成する建設コンサルタント業者
- ※4(代表構成員)：構成員によって決定された設計共同企業体の代表者
- ※5(乙型)：分担業務方式で、事前に業務を分割し、各構成員は、分担した業務について責任を持つ方式
- ※6(甲型)：共同施工方式で、JVの全構成員が出資割合に応じて、資金や人員、機械等を拠出する方式

図 3-1 想定する事業スキーム

3-3. プロポーザル応募に関する手続き

(1) 募集要領に関する質問の受付・回答

募集要領に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：平成 30 年 9 月 14 日（金）午前 9 時～平成 30 年 9 月 28 日（金）午後 5 時まで
- ② 受付方法：別紙 1-1～別紙 1-8 の各質問書に記入のうえ、P. 15 記載の提出先へ電子メールでの提出とし、電話等による問い合わせには応じない。
- ③ 回答方法：平成 30 年 10 月 12 日（金）に局のホームページにおいて公表予定である。ただし、質問・回答の公表は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関係し、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。

(2) 資料の閲覧及び貸出し

基本設計図書等の閲覧及び貸出しを、以下のとおり行う。閲覧及び貸出しを希望するものは、事前に P. 15 記載の担当窓口にて電子メールで希望事項を送付すること。

- ① 閲覧及び貸出し期間：平成 30 年 9 月 14 日（金）～平成 30 年 9 月 28 日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 閲覧及び貸出し場所：P. 15 記載の担当窓口

(3) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- ① 受付期間：平成 30 年 10 月 19 日（金）～平成 30 年 10 月 26 日（金）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 提出場所：P. 15 記載の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること
- ④ 提出書類：P. 19 記載の 5.（1）応募資格審査書類のうち、①応募資格審査に関する提出書類

(4) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- ① 受付期間：平成 31 年 1 月 7 日（月）～平成 31 年 1 月 11 日（金）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 受付場所：P. 15 記載の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：P. 20 記載の 5.（2）提案書類

(5) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、

受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- ① 受付期間：平成 30 年 11 月 8 日（木）～平成 30 年 12 月 28 日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 受付場所：P. 15 記載の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：P. 19 記載 5.（1）応募資格審査書類のうち、②その他（プロポーザル応募辞退届）

(6) プレゼンテーションの実施

局は、基礎審査等を通じた応募者に対し、平成 31 年 1 月下旬に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に平成 30 年 11 月 7 日（水）までに別途通知する。

3-4. プロポーザル応募に関する留意事項

(1) 募集要領の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要領及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

局が本事業の公表及び管理者が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、局に提出された資料は、加古川市情報公開条例に基づく公開の請求があった場合には、公開することができる。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

(7) 提示資料の取扱い

局が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ① 募集要領に示した応募者の備えるべき応募資格のない者が提出した書類
- ② 事業名及び見積金額のない書類
- ③ 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- ④ 事業名に誤りのある書類
- ⑤ 見積金額の記載が不明瞭な書類
- ⑥ 見積金額を訂正した書類
- ⑦ 一つの応募について同一の者が二以上の提案を行った書類
- ⑧ 提案書類の受付期間締切までに局の担当窓口に到達しなかった書類
- ⑨ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出した書類
- ⑩ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出した書類

(9) 必要事項の通知

募集要領等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3-5. 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金 1, 386, 269, 000円（消費税及び地方消費税を除く）

この内、各業務における見積上限価格は次のとおりとする。

工事費分	1, 268, 959, 000円
工事監理業務委託費分	53, 382, 000円
設計業務委託費分	63, 928, 000円

3-6. 担当窓口

手続きについての局の担当窓口を以下のとおり定める。

【提出先等】

〒675-8588

加古川市野口町良野 398 番地 1

加古川市上下水道局

下水道課整備係

電子メール gesuiken@city.kakogawa.lg.jp

4. 応募者の備えるべき応募資格要件

4-1. 応募者に必要な資格

応募する全ての企業の資格要件は次のとおりとする。また、応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていない者、加古川市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者、かつ、直近1年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(1) 設計企業、建設企業に共通する応募者の構成員の資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ② 市町村税を滞納していない者
- ③ 法人税を滞納していない者
- ④ 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑤ 加古川市において、水道料金、下水道使用料及び受益者負担金を滞納していない者
- ⑥ 資格審査申請書提出日から基本協定締結日までの間において「加古川市上下水道局指名停止基準」に基づく指名停止措置を受けていない者
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者
ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く
- ⑨ 加古川市上下水道局契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月30日水道事業管理者決定）に規定する暴力団等でない者

また、設計企業、建設企業それぞれの応募者の構成員の資格要件は次のとおりとする。

(2) 設計企業に必要な資格要件

- ① 応募する全ての企業が、平成28～30年度加古川市上下水道局入札参加資格者名簿（測量・設計・コンサルタント）に建設コンサルタントの「下水道部門」で登録があり、契約締結権限を有する本店、支店、営業所等の所在地が兵庫県内にあること。
なお、事業契約締結候補者が局と基本協定を締結した場合においても、事業実施期間中を通して加古川市上下水道局入札参加資格者名簿（測量・設計・コンサルタント）に建設コンサルタントの「下水道部門」で登録されていること。
- ② 応募する全ての企業が、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した、下水道管きょ実施設計業務で、平成20年4月1日から資格審査申請書の提出期限の最終日までの間に完了した業務実績を元請として有すること。
- ③ 上水道の業務においても、応募者に属する構成員のうち、いずれかの企業が、①、②

と同程度の資格及び実績を有すること。

- ④ 応募者は、下水道及び上水道施設の各設計業務に各々、照査技術者、管理技術者及び担当技術者を、下水道及び上水道の各工事監理業務に各々、工事監理技術者を配置すること。
- ⑤ 照査技術者及び管理技術者は以下の資格を有すること。なお、管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うとともに、主要な設計協議並びに現地調査に出席しなければならない。
 - ・下水道施設の設計：技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））の資格を有する者
 - ・上水道施設の設計：技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道）、上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有する者
 - ・なお、同一の技術者が管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。ただし、下水道と上水道の両方の資格を有する者は、下水道と上水道の照査技術者並びに管理技術者を兼ねることはできる。
- ⑥ 担当技術者は、以下の資格を有すること。
 - ・下水道施設の設計：技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条に規定された資格を有する者
 - ・上水道施設の設計：技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道）、上下水道部門（上水道及び工業用水道））又は RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有する者
- ⑦ 工事監理技術者は以下の資格を有すること。なお、工事監理実施時に工事などにおいて問題が発生した場合、概ね 1 時間以内で、現地の対応が可能であること。
 - ・下水道施設の工事監理：技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は RCCM（下水道）の資格を有する者
 - ・上水道施設の工事監理：技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道）、上下水道部門（上水道及び工業用水道））又は RCCM（上水道及び工業用水道）を有する者
 - ・なお、下水道と上水道の両方の資格を有する者は、下水道と上水道の工事監理技術者を兼ねることができる。
- ⑧ 設計業務の管理技術者と工事監理技術者は、工期の重複を想定していることから、原則として兼ねることはできない。ただし、提案により工期が重複しない場合には、兼ねることを認める。

(3) 建設企業に必要な資格要件

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ② 応募する全ての企業が、平成 30～32 年度加古川市上下水道局入札参加資格者名簿（建設工事）に、工事種目が「土木一式工事」で登録があり、契約締結権限を有する本店、支店、営業所等の所在地が兵庫県内にあること。なお、事業契約締結候補者が局と基本協定を締結した場合、事業実施期間中を通して、加古川市上下水道局入札参加資格

者名簿（建設工事）に、工事種目が「土木一式工事」で登録されていること。

- ③ 応募する全ての企業は、資格審査申請書の提出日において、有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が 750 点以上であること。また、その経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しが、資格審査申請書の受付日までに加古川市上下水道局下水道課へ提出されていること。

なお、平成 29 年度又は平成 30 年度に、入札参加資格者名簿に新規登録している場合は、登録後 2 年間を経過していないため、プロポーザルへの応募はできない。

4-2. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、応募資格要件確認基準日の翌日から基本協定締結日までの間、4-1. に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

① 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

② 構成員が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに管理者へ応募資格審査書類を提出し、応募参加資格の確認を受けた上で、構成員の出資比率の変更及び構成員の追加を認める。

4-3. 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、応募者の代表企業や構成員になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

(1) 選定委員会に関する制限

本事業の選定委員会（6-4. 事業者選定委員会）の委員と、資本面又は人事面において関連がある者。

(2) アドバイザリー業務に関与している者に関する制限

本事業に係るアドバイザリー業務に関与している者と、資本面又は人事面において関連がある者。なお、

本事業のアドバイザリー業務に係わっている者は以下の者である。

株式会社日水コン 兵庫事務所 兵庫県神戸市中央区元町通 4-5-1 0

5. プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

(1) 応募資格審査書類

① 応募資格審査に関する提出書類	
・参加表明書	(様式 1-1)
・資格審査申請書	(様式 1-2)
・設計及び工事監理業務を行う者の応募資格要件に関する書類(下水道)	(様式 1-3-1)
・同種業務の実績(下水道)	(様式 1-3-1-1)
・配置予定技術者の資格(下水道) (設計)	(様式 1-3-1-2)
・配置予定技術者の資格(下水道) (工事監理)	(様式 1-3-1-3)
・設計及び工事監理業務を行う者の応募資格要件に関する書類(上水道)	(様式 1-3-2)
・同種業務の実績(上水道)	(様式 1-3-2-1)
・配置予定技術者の資格(上水道) (設計)	(様式 1-3-2-2)
・配置予定技術者の資格(上水道) (工事監理)	(様式 1-3-2-3)
・工事を行う者の応募資格要件に関する書類	(様式 1-4)
・配置予定技術者の資格(代表企業)	(様式 1-4-1)
・配置予定技術者の資格(構成員)	(様式 1-4-2)
・プロポーザル応募者構成表	(様式 1-5)
・委任状	(様式 1-6)
・会社概要書及び定款(代表企業、代表構成員、構成員)	(書式自由)
・決算報告書(代表企業、代表構成員、構成員)※決算報告書は直近3ヶ年	(書式自由)
・登記簿謄本(代表企業、代表構成員、構成員)※直近の履歴事項全部証明書原本	(書式自由)
・法人税・消費税申告書及び納税証明書(代表企業、代表構成員、構成員)※直近1ヶ年	(書式自由)
・建設コンサルタント登録(下水道部門)を証明する「通知書」、「登録証」の写し(代表構成員、構成員)※応募する全ての設計企業	(書式自由)
・建設コンサルタント登録(上水道及び工業用水道部門)を証明する「通知書」、「登録証」の写し(代表構成員、構成員)※設計企業のうち上水道の設計、工事監理業務を実施予定の企業のみ	(書式自由)
・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく土木一式工事の特定建設業の許可を証明する「建設業許可通知書」又は「許可証明書」等の写し(代表企業、構成員)※応募する全ての建設企業	(書式自由)
・経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し(代表企業、構成員)※応募する全ての建設企業	(書式自由)
②その他	
・プロポーザル応募辞退届	(様式 2-1)

(2) 提案書類

①提案書類審査に関する提出書類	
・提案書類提出書	(様式 3-1)
・見積書	(様式 3-2)
・見積書 (内訳書)	(様式 3-3)
・見積金額計算書	(様式 3-4)
・提案による減額項目	(様式 3-5)
②提案書	
・設計企業の業務実績一覧	(様式 4-1)
・建設企業の工事实績一覧	(様式 4-2)
・施工体系図	(様式 4-3-1)
・協力企業 (地元企業) の役割分担表	(様式 4-3-2)
・協力企業 (地元企業) の同種工事の施工実績	(様式 4-3-3)
・工事概要に関する事項	(様式 4-4)
・工事の確実性に関する事項	(様式 4-5)
・近隣住民への対応に関する事項	(様式 4-6)
・関連機関協議の対応に関する事項	(様式 4-7)
・設計の手順と工期に関する事項	(様式 4-8)
・施設配置や工法に関する事項	(様式 4-9)
・設計計画平面図	(様式 4-9-1)
・流量計算書	(様式 4-9-2)
・施工計画に関する事項	(様式 4-10-1)
・工期の短縮と確実性に関する事項	(様式 4-10-2)
・性能保証を行うための方策などに関する事項	(様式 4-11)
・緊急事態発生時の対応に関する事項	(様式 4-12)
③その他	
・共同企業体協定書 (建設企業、設計企業)	自由様式

6. 事業者選定方法

6-1. 応募資格の審査

(1) 応募資格審査書類の審査

局は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の審査

局は、応募者が募集要領に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要領「4. 4-1. 応募者に必要な資格」の各項目 設計企業分 4. 4-1. (1) ①～⑨、(2) ①～⑧ 建設企業分 4. 4-1. (1) ①～⑨、(3) ①～③

(3) 応募資格審査結果の通知

局は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6-2. 提案書類の確認

局は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価の減点対象とすることもある。

6-3. 提案価格・基礎審査

(1) 提案価格審査

局は、応募者が提出した各業務の提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。

(2) 基礎審査

局は、各業務の提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

局は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、基礎審査で選定されたものにはプレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

6-4. 事業者選定委員会

事業者の選定にあたり、加古川市上下水道施設整備事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会（表 6-1 参照）は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要領の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

表 6-1 選定委員会 委員 (敬称略)

役職	氏名	所属名	備考
委員長	酒井 彰	流通科学大学 経済学部 経済学科 地域まちづくりコース 教授	
副委員長	檀 和秀	独立行政法人国立高等専門学校機構 明石工業高等専門学校 都市システム工学科 特任教授	
委員	上野 敏明	兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長	
委員	松井 三思呂	公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター 常務理事	
委員	高岸 義久	明石市 都市局 次長	

6-5. プレゼンテーションの実施

提案価格審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6-6. 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を行う。詳細については、事業者選定基準に示す。

6-7. 最優秀提案者等の選定

選定委員会は、各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。なお、総合評価点が同点の時は、技術評価点が最も高い応募者を選定する。

6-8. 事業契約締結候補者の決定

局は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の事業契約締結候補者に、優秀提案者を次点候補者に決定する。

6-9. 審査結果の通知及び公表

局は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに応募者に対して通知するとともに、局のホームページで公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

7. 局と事業者の責任分担

7-1. 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、局がその全部又は一部を負うこととする。

7-2. 予想されるリスクと責任分担

局と事業者との責任分担は、業務委託契約書（案）、工事請負契約書（案）及び要求水準書に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

8. 契約に関する事項

8-1. 契約手続き

(1) 契約の条件

事業契約締結候補者と局は、基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、締結を行う。

(2) 契約の解除

事業契約締結候補者が4-2に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、局は優秀提案者として次点候補者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、事業契約締結候補者が4-2②において、新たに局へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成員の出資比率の変更、又は構成員の追加を局が認めた場合は、この限りではない。

8-2. 契約の枠組み

(1) 事業契約の概要

事業者のうち、設計企業は、本事業を遂行するための設計及び工事監理における複数年業務を一括契約として、局と各々、設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約を締結する。また、建設企業は、本事業を遂行するための建設工事における複数年業務を一括契約として、局と工事請負契約を締結する。ただし、工事監理業務委託及び工事請負については、事業者提案により、早期着工等のための分割契約も、履行期間を重複させること、並びに兵庫県積算基準に準じた諸経費の調整を行う^{※1}ことを前提に認めることとする。

また、各契約とも、事業者提案等を受け、局と事業者の合意を前提として、各業務の

範囲が増加または縮減された場合には、当該増減範囲に係る積算額に各業務の請負率を乗じた額に変更するものとする。なお、各業務の請負率は、事業者が提案書類に示した各業務の提案価格と局が募集要領に示した見積上限価格との比率とする。

契約種別	契約方法	契約金額
設計業務委託契約	複数年一括契約	当該増減範囲を反映した積算見積額に請負率 ^{※2} を乗じた額で変更する。
施工監理業務委託契約	複数年一括契約	
工事請負契約	ただし、提案により分割も認める	

※1：兵庫県積算基準に準じた諸経費の調整を行うことにより、工事価格の総額は、分割契約の場合でも一括契約の場合と概ね同額となる。

※2：請負率＝提案書類に示す各業務の提案価格／募集要領に示した各業務の見積上限価格

(2) 対象者

設計業務委託契約、工事監理業務委託契約は、設計企業を対象とする。

工事請負契約は、建設企業を対象とする。

(3) 締結時期及び契約期間

項目	予定
基本協定の締結	事業契約締結候補者決定後 1 週間以内
設計業務委託契約の締結	平成 31 年 4 月上旬（予定）
工事請負契約及び工事監理業務委託契約の締結	平成 32 年 4 月上旬（提案による）
設計業務委託契約の履行期限	平成 33 年 3 月 15 日（提案により短縮可）
工事請負契約及び工事監理業務委託契約の履行期限	平成 36 年 3 月 15 日（提案により短縮可）

8-3. 契約保証金

設計業務委託契約書（案）第 2 条、工事監理業務委託契約書（案）第 4 条及び工事請負契約書（案）第 4 条に基づくものとする。

募集要領に関する質問書

「志方地区外公共下水道整備事業(第1工区)」の募集要領について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

要求水準書に関する質問書

「志方地区外公共下水道整備事業(第1工区)」の要求水準書について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

事業者選定基準に関する質問書

「志方地区外公共下水道整備事業(第1工区)」の事業者選定基準について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

提出書類作成要領及び様式集に関する質問書

「志方地区外公共下水道整備事業(第1工区)」の提出書類作成要領及び様式集について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

基本協定書(案)に関する質問書

「志方地区外公共下水道整備事業(第1工区)」の基本協定書(案)について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

設計業務委託契約書(案)に関する質問書

「志方地区外公共下水道整備事業(第1工区)」の設計業務委託契約書(案)について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

工事監理業務委託契約書(案)に関する質問書

「志方地区外公共下水道整備事業(第1工区)」の工事監理業務委託契約書(案)について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

工事請負契約書(案)に関する質問書

「志方地区外公共下水道整備事業(第1工区)」の工事請負契約書(案)について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市上下水道局が設計施工一括発注（Design Build）方式で実施する事業について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的に結成される建設企業の共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 対象事業は、志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）とする。

(共同企業体の方式)

第3条 この要綱に基づく共同企業体の方式は、特定建設工事共同企業体とする。

(共同企業体の組成)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員となる建設企業は、特定建設工事共同企業体の組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。

(構成員の資格要件)

第5条 特定建設工事共同企業体を構成するすべての構成員は、志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）の募集要領及び要求水準書に定める建設企業の応募資格要件を満たさなければならない。

(構成員数)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、3社までとする。

(出資比率)

第7条 構成員の出資比率は、次のとおりとする。

- (1) 構成員数が2社の場合は、10分の3以上
- (2) 構成員数が3社の場合は、10分の2以上

(代表者の要件)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表企業」という。）は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ出資比率が最大のものとする。

(運営形態)

第9条 特定建設工事共同企業体の運営形態は、構成員が対等の立場で一体となって施工する共同施工方式とする。

(存続期間)

第 10 条 特定建設工事共同企業体の存続期間は、当該業務を公募型プロポーザル方式により競争を行わせた結果、加古川市上下水道局（以下、「上下水道局」という。）が契約を締結することとした特定建設工事共同企業体を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 特定建設工事共同企業体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後 3 月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても、当該業務にかしがあった場合には、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

(施工体制等の確認)

第 11 条 特定建設工事共同企業体は、請負契約締結後ただちに、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体解散後のかし担保責任に関する覚書（様式第 1 号）
- (2) その他契約の履行に関し必要とされる書類

(技術者等の配置)

第 12 条 特定建設工事共同企業体の工事における監理技術者又は主任技術者の配置については、次のとおりとする。

- (1) 代表企業は、監理技術者を専任で配置しなければならない。
 - (2) 代表企業以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。
- 2 代表企業は、現場代理人を専任で配置しなければならない。

(変更等の届出)

第 13 条 特定建設工事共同企業体は、次の各号に該当した場合は、ただちに上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）に届け出なければならない。

- (1) 構成員が加古川市財務規則（昭和 44 年規則第 13 号）に基づく届出を行ったとき
 - (2) 代表企業を変更したとき
 - (3) 特定建設工事共同企業体の名称を変更したとき
 - (4) 構成員の一部が破産又は解散したとき
 - (5) 第 10 条第 2 項の規定により特定建設工事共同企業体が解散したとき
- 2 前項の規定による届出に係る事項については、入札参加資格について（平成 6 年告示第 210 号）の規定を準用するものとする。

(契約解除)

第 14 条 管理者は、特定建設工事共同企業体が次のいずれかに該当したときは、当該特定建設工事共同企業体と締結した工事請負契約を解除する。

- (1) 特定建設工事共同企業体のプロポーザル参加資格について不正の手段により認定を受けたと認められるとき又はこれに協力したと認められるとき
- (2) 構成員の脱退及び除名その他の理由により特定建設工事共同企業体として工事の継続施工ができない若しくは著しく困難であると認められるとき

(構成員の責任)

第 15 条 特定建設工事共同企業体の構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当該特定建設工事共同企業体が負担すべき一切の債務の履行（違約金が発生した場合の違約金支払債務及び工事にかし（企業体が解散した後に明らかになったものを含む。）があった場合のかし担保責任を含む。）に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 特定建設工事共同企業体の構成員は、管理者及び構成員全員の承認を得なければ、契約を締結した建設工事が完成するまでは脱退できない。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、工期途中において脱退する者がある場合における手続きは、次の各号のとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体は、構成員の間で協議のうえ次のいずれかの決定を行い、管理者に対し構成員の脱退等に対する措置内容承認依頼書（様式第 2 号）をただちに提出しなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体を解散し契約を解除する。
 - イ 特定建設工事共同企業体を解散せず残存構成員により工事を継続施工する。
 - ウ 特定建設工事共同企業体を解散せず当該脱退した構成員に代わる構成員を補充し工事を継続施工する。
- (2) 管理者は、特定建設工事共同企業体から提出された依頼書について、承認または却下の決定を行い、構成員の脱退等に対する措置内容回答通知書（様式第 3 号）により、特定建設工事共同企業体に対し通知するものとする。
- (3) 管理者は、特定建設工事共同企業体の解散を承認した場合は、契約解除の手続を行うものとする。この場合に発生する違約金の構成員間の負担割合については特定建設工事共同企業体で決定することとし、当該負担割合に応じて、違約金支払債務につき構成員が連帯して責任を負うものとする。
- (4) 管理者は、特定建設工事共同企業体を解散せず残存構成員により工事を継続施工する

ことを承認した場合は、残存構成員に対し工事の継続施工を指示するものとする。

- (5) 管理者は、脱退した構成員に代わる構成員を補充し工事を継続して施工することを承認した場合は、残存構成員に対し新たな構成員の候補者（以下、「新構成員候補者」という。）を求めるものとする。
- (6) 残存構成員は、前号の通知を受けた日から14日以内に、第5条に定める資格要件を満たす者の中から工事途中で脱退した構成員と同等以上の能力を有する者を新構成員候補者として選定し、新構成員候補者選定報告書（様式第4号）に必要書類を添付し、管理者に提出しなければならない。
- (7) 管理者は、前号の規定により提出された書類が第5条に定める資格要件を満たすかどうかを審査し、その結果を新構成員選定結果通知書（様式第5号）により残存構成員に対して通知しなければならない。
- (8) 残存構成員は、第2号に規定する審査又は新構成員の選定が却下された場合は、前号に定める通知を受けた日から7日以内に、第1号の規定による手続きを改めて行うものとする。

（構成員の除名）

第17条 特定建設工事共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合に、管理者及び他の構成員全員の承認を得て当該構成員を除名することができる。この場合、前条第2項各号の規定を準用するものとする。

（構成員の破産等）

第18条 特定建設工事共同企業体の構成員のうちいずれかが、工期途中において破産又は解散した場合に、第16条第2項各号の規定を準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月15日から施行し、第10条第2項の特定建設工事共同企業体の解散をもって、その効力を失う。

共同企業体解散後のかし担保責任に関する覚書

（共同企業体の名称）が施工する志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）に関し、特定建設工事共同企業体解散後においても各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとし、当該かしに係る構成員間の費用の分担、請求手続等については下記のとおりとする。

記

第1条 特定建設工事共同企業体解散後、構成員が発注者から工事目的物のかしの通知を受けた場合は、当該構成員は速やかに他の構成員に対し、その旨を通知するものとする。

第2条 各構成員は、前条の通知後速やかに協議し、発注者との折衝を担当する構成員を決定するとともに、かしの存否、状況、原因等に関し、工事目的物の調査等を実施するものとする。

第3条 各構成員は、前条の調査結果に基づき、工事目的物に係るかしの存否及び範囲の確認を行うとともに、発注者との折衝の経緯を踏まえ、かしの修補の要否、修補範囲、修補方法、修補費用予定額及び修補を担当する構成員（以下「修補担当構成員」という。）並びに損害賠償の要否、賠償範囲、賠償予定額及び発注者に対する支払事務を担当する構成員（以下「支払担当構成員」という。）を決定するものとする。

2 前項で決定した内容に、重要な変更が見込まれる場合は、修補担当構成員又は支払担当構成員は速やかにその理由を明らかにした文書を作成し、他の構成員に通知するとともに、各構成員は協議の上、所要の変更を行うものとする。

第4条 かしの修補又は損害賠償に関する費用については、特定建設工事共同企業体協定書に定める出資の割合により、各構成員が負担するものとする。

ただし、特定の構成員の責に帰すべき合理的な理由がある場合には、構成員間の協議に基づき、別途各構成員の負担額を決定することができる。

第5条 かし担保責任の履行としてかしの修補を行う場合においては、修補担当構成員は、当該修補完了後他の構成員に対し、前条に基づく負担金の支払を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。

第6条 かし担保責任の履行として損害賠償を行う場合においては、支払担当構成員は、発注者の履行請求に応じ、他の構成員に対し、第4条に基づく負担金の支払を請求するものとする。

とする。

- 2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。
- 3 支払担当構成員は、前項の他の構成員の負担金と自己の負担金を取りまとめ、一括して発注者へ支払うものとする。

第7条 その他この覚書に定めのない事項については、各構成員間で協議の上決定する。

年 月 日

(共同企業体の名称)

代表企業	商号又は名称	
	代 表 者	印
構成員	商号又は名称	
	代 表 者	印

構成員の脱退等に対する措置内容承認依頼書

年 月 日

加古川市上下水道事業管理者

様

（共同企業体の名称）

代表企業

印

構成員

印

※ 脱退構成員については記載しないこと。

特定建設工事共同企業体の構成員の脱退等に伴う措置について、下記のとおり決定しましたので承認いただきますようお願いいたします。

記

1. 措置の対象となる工事

- (1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 脱退する構成員の商号又は名称及び脱退理由

- (1) 脱退構成員の商号又は名称：
- (2) 脱退理由：（「廃業」、「破産」、「解散」若しくは「重要な義務の不履行等による除名」等の共同企業体からの脱退理由を記載する。）

3. 残存構成員の商号又は名称：

4. 決定内容：（「企業体を解散し契約を解除」、「残存構成員による施工の継続」又は「脱退構成員に代わる構成員を補充し施工を継続」のいずれかを記載する。）

様式第3号（第16条関係）

第 号
年 月 日

（共同企業体の名称を記入）特定建設工事共同企業体
代表企業

様

加古川市上下水道事業管理者

構成員の脱退等に対する措置内容回答通知書

年 月 日付をもって報告を受けた構成員の脱退等に伴う措置内容について、
下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1. 措置の対象とされた工事

- (1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 報告を受けた措置の内容

3. 決定内容 承認 ・ 却下

4. その他

（上記決定内容により生じる措置請求内容（契約解除等）等を記載する。）

加古川市上下水道事業管理者 様

（共同企業体の名称を記入）

代表企業 印

構成員 印

※ 新構成員候補者は記載しないこと。

新構成員候補者選定報告書

構成員の脱退等に伴う新たな構成員として、下記の業者を候補者として選定しましたので、審査のうえ承認いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となる工事

- (1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 新構成員候補者

所 在 地：
商号又は名称：
代表者氏名：

- ※ 本報告書には、新構成員候補者に係る下記の書類を添付させること。
- ア 建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評定通知書の写し（本報告書提出日以前1年7ヶ月以内のものうち最新のものに限る。）
 - イ 上記1の工事と同種又は類似の工事の過去の施工実績に関する資料（本工事の募集要項公告において提出を求めた資料及び添付書類）
 - ウ 配置予定技術者に関する資料（本工事の募集要項公告において提出を求めた資料及び添付書類）
 - エ その他必要な資料

新構成員選定結果通知書

（共同企業体の名称を記入）

代表企業

様

加古川市上下水道事業管理者

平成 年 月 日付で提出のありました新構成員候補者について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定内容 承認 ・ 却下

2. 対象となる工事

(1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）

(2) 工 期：

(3) 請負代金額：¥

3. 新構成員候補者

所 在 地：

商号又は名称：

代表者氏名：

4. 却下理由 ※却下の場合のみ記載

※ 却下した理由としては、例えば「会社としての過去の同種（類似）工事实績の内容」、「配置予定の主任（監理）技術者の技術者資格」、「配置予定の主任（監理）技術者の同種（類似）工事实績の内容」、「企業体結成に係る基準」等の審査の着目点を具体的に記述すること。

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市上下水道局が設計施工一括発注（Design Build）方式で実施する事業について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的に結成される設計企業の共同企業体（以下、「設計共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 対象事業は、志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）とする。

(共同企業体の組成)

第3条 設計共同企業体の構成員となる設計企業は、設計共同企業体の組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。

(構成員の資格要件)

第4条 設計共同企業体を構成するすべての構成員は、志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）の募集要領及び要求水準書に定める設計企業の応募資格要件を満たさなければならない。

(構成員数)

第5条 設計共同企業体の構成員数は、3社までとする。

(出資比率)

第6条 構成員の出資比率は、次のとおりとする。

- (1) 構成員数が2社の場合は、10分の3以上
- (2) 構成員数が3社の場合は、10分の2以上

(代表構成員の要件)

第7条 代表構成員の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(設計共同体の運営形態)

第8条 設計共同企業体の運営形態は、構成員が対等の立場で一体となって業務を実施する共同施行方式とする。

(存続期間)

第9条 設計共同企業体の存続期間は、当該業務を公募型プロポーザル方式により競争を行わせた結果、加古川市上下水道局が契約を締結することとした設計共同企業体を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 設計共同企業体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても、当該業務にかしがあった場合には、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

(変更等の届出)

第10条 設計共同企業体は、当該契約期間中に次に掲げる事項に該当した場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 代表者を含む構成員が、次に掲げる事項に該当した場合

ア 法人が合併、破産その他の理由により消滅又は解散したとき。

イ 廃業したとき（一部廃業も含む。）。

ウ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の要件を満たさなくなったとき。

エ 合併、分割及び事業譲渡（営業譲渡）に伴う変更があったとき。

オ 営業形態又は法人形態の変更があったとき。

カ 法令上必要な資格について変更が生じたとき（従たる営業所に関して変更が生じた場合を含む。）。

キ 入札参加資格の全部又は一部を辞退するとき。

(2) 代表構成員が次の事項を変更した場合

ア 主たる営業所の所在地又は住所、電話番号及びファクシミリ番号

イ 商号又は名称

ウ 法人にあつては代表者の役職名及び氏名、個人にあつてはその者の氏名

エ 従たる営業所（加古川市上下水道局に登録されているものに限る。以下同じ。）の代表者の役職名及び氏名

オ 従たる営業所の名称、所在地又は住所、電話番号及びファクシミリ番号（従たる営業所の新設又は廃止を含む。）

2 前項の規定による届出に係る事項については、入札参加資格について（平成6年告示第210号）の規定を準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月15日から施行し、第9条第2項に定める設計共同企業体の解散をもって、その効力を失う。